

原子力災害からの福島再生特別法（仮称）の制定と特区制度等による税制上の優遇措置を求める意見書

原子力災害の国際基準の最も深刻な水準である「レベル7」という空前の災害規模であった東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害により、警戒区域や計画的避難区域の指定を受けるには至っていないが、放射線量が高く、また市域も広く、人口も多い福島市においては、除染対策等も容易なものではない。

こうした状況の中で、本市においては、若年層や妊産婦等の自主避難による人口減少や過疎化の懸念、企業拠点の市内からの移転、風評被害による農産物や工業製品の販売不振、観光施設等の休業、住民の健康不安や心理的影響など、全市民、全産業に深刻な事態が、現在進行形で生じている。

この深刻かつ長期化が見込まれる原子力災害に対する対応は、既存の法体系や東日本大震災復興特別区域法等では、未曾有の災害に瀕している本市を含む福島県への対応としては不十分であり、原子力災害の抜本的な解決のため、既存の固定観念にとらわれることなく、前例のない、大胆で思い切った取り組みが必要である。

そうした取り組みの一つである、特区制度等の活用による税制上の優遇措置の内容については、本市の定住人口の回復と将来の増加のための各種支援が必要である。本市に立地する既存企業や新規立地企業への支援、そして何より、安寧な社会生活を営む環境を阻害され、原子力災害の対策等により、様々な経済的支出と心身の健康維持に負担を強いられている市民への生活支援、また自主的に避難している市民が本市に戻れるような環境づくり等、これらの観点に立つことが必要である。

よって、政府においては、次の事項を行うよう強く求める。

- 一 原子力災害による被災という本来絶対にあつてはならない特殊な状況を鑑み、福島県が提案している、原子力災害からの福島再生特別法（仮称）を制定すること
 - 二 この法律の内容に、警戒区域や計画的避難区域に該当する市町村のみに限定せず、本市や同様の原子力災害に苦しむ県内市町村全てを対象とする、特区制度等による税制上の優遇措置を盛り込むこと
 - 三 特区制度等による税制措置の優遇措置の内容については、市民に身近な市税のうち、個人市民税、法人市民税、固定資産税、入湯税を一定期間、本市を含めた県内市町村の抱える原子力災害に関する課題が解決するに十分であろう規模・内容で、課税の免除や減免を行えるよう規定し、その減収分の全額について、原子力発電を国策として進めてきた国が補てんすること
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

内閣総理大臣
財務大臣
あて

東日本大震災復興対策担当大臣

復興増税における税負担について課税の免除を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害により、警戒区域や計画的避難区域の指定を受けていない本市においても、それまでの住民の生活環境が一変した。

原子力災害の対策等により、日々の暮らしの中での様々な支出や健康への不安、自主避難による家族の離散や経済的負担の増加など、警戒区域等の線引きでは図れない極めて深刻な状況が今なお生じている。

このような中で、臨時国会で成立した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法や東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等のいわゆる復興増税により、原子力災害による被害が大きい本市の住民も含め、税負担の引き上げが行われようとしている。

現在も続く原子力災害の影響は、極めて深刻で、かつ問題の全面的な解決にはかなりの時間を要し、ただでさえその間、市民の経済的負担は大きく、新たな負担に耐えられる状況ではない。

よって、政府においては原子力災害による被害が大きい本市を含む被災地域の住民及び企業に対しては、今後、復興増税における税負担について課税の免除を行うよう求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

内閣総理大臣
財務大臣
財務大臣
あて
東日本大震災復興対策担当大臣

原子力災害等の被災者に対する入湯税の課税免除に係る減収分について補てんを求める意見書

本市においては、現在、宮城県や岩手県も含む東北地方太平洋沖地震の被災者や原子力災害により警戒区域及び計画的避難区域が含まれる市町村に住所を有する地域からの避難者等に対して、県内他自治体に先駆けて、入湯税の課税免除を行っている。

また、福島県で実施した災害要援護者の旅館ホテルへの一時受入に際し、入湯税の徴収について特段の配慮をするよう求められた経過があるが、その際、課税免除による減収分についての財政上の措置については、県から国に要望を行うこととされている。

現在のところ、入湯税の課税免除については、財源補てんの対象とされていない状況にある。

入湯税は、その使途が観光施設の整備等に充てられる目的税であり、原子力災害に起因する風評被害に苦しむ本市の観光振興等にとってその収入は、貴重な財源である。

また、原子力災害に起因する被災者の支援により本市の財源に生じた減収分は、国策として原子力政策を進めてきた国が補てんすべきである。

よって、政府においては、原子力災害による広域避難者等に対する入湯税の課税免除により生じた本市の減収分について、補てんを行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
あて
東日本大震災復興対策担当大臣

子どもたちを健全に育成するための環境整備に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、福島市の子どもたちは今も放射線の不安にさらされ、ストレスを抱えた中で生活を送っている。

浜通り等から福島市への区域外就学者は小中学校合わせて約七百人、逆に福島市から他市町村への区域外就学者数も七八〇人を超えており、区域外就学を余儀なくされている子どもたち、避難のためにふるさとを離れ家族ばらばらの生活を送らなければならない子どもたちも多く、避難するしないにかかわらず、精神的に不安定となっている。これは、放射線の影響について国が明確な基準を示していないことが背景となり放射線に対する正しい理解が進まず、保護者の不安要因のひとつとなっており、特に保護者の不安定が子どもに大きく影響を及ぼしている。国の緊急スクールカウンセラー等派遣事業についてはすでに実施されているが、まだまだ心のケアを必要としている子どもたち、保護者も多い。

教育現場では放射線対策に追われ、子どもたちは通常の学校生活を送れず、学力、体力の低下が心配される。復興の拠点は学校にあることを意識し、通常の学校生活を取り戻すことが復興への第一歩である。

また放射線による健康被害については、外部被ばくはもとより、内部被ばくの調査が最優先課題であるので、子どもたちの甲状腺検査を含め、内部被ばく検査を一刻も早く実施しなければならない。さらに内部被ばくを少しでも避けるため、福島市では学校給食センター等において給食用食材のモニタリングが実施されているが、試料の測定には、試料準備や測定作業のための人員配置が必要となり、試料とする食材も相当の量となるため、費用も増大している。

よって、政府においては、未来を担う子どもたちを健全に育成する環境を整備し、子どもたちの心と体の健康を守るため、次の事項について万全の体制と責任を持って取り組むよう強く要望する。

- 一 子どもたちの心のケアについては、長期にわたる対策を要するので、継続的にスクールカウンセラーを教育現場に派遣し、質、量共に充実を図ると同時に、教職員、保護者に対しても放射線に対する正しい情報の発信と、講習の機会を確保するなど、環境整備を図ること
 - 二 子どもたちの学力、体力低下が危惧されることから、教職員の加配等によりきめ細かな学習指導、生活指導を確保するための対策及び予算措置を講ずること
 - 三 子どもたちの内部被ばく検査のさらなる早期実施のため、ホールボディカウンターの配備にかかる予算措置を講ずるとともに、長期的な健康管理の支援に努めること
 - 四 給食用食材の放射性物質測定にかかる費用、人員については、全て国の責任において負担すること
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

内閣総理大臣
国土交通大臣
環境大臣
あて
東日本大震災復興対策担当大臣

福島市内各温泉地の復興支援を求める意見書

本年三月十一日発生の大地震は、福島市内の土湯・飯坂・高湯等の温泉地に対しても大きな影響をもたらしたが、その後起こった東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の飛散と風評被害により、各温泉地関係者らは甚大な被害を被っている。本市議会において調査を行ったところ、特に本市土湯温泉については、震災による建物被害が大きいことと併せ風評被害による入込客数の激減により、震災前の二十二軒のうち実に七軒の旅館が休廃業してしまうという温泉街存続の危機にあることが分かった。

各温泉地においては、関係者らがなんとか自分たちの温泉街を復興させようと懸命に努力しているが、法規制等の大きな問題が立ちはだかつている。また、一般の「東日本大震災復興特区法」においては、空き旅館の用途変更による活用や再生可能エネルギー等を活用した温泉の形成など、関係者らが望む新しいまちづくりには対応できない。

そのため、特区の設定やさらなる規制緩和による思い切った手法を積極的に取り入れることができれば、各温泉地の復興のきっかけとなるのはもちろん、原発事故による風評被害を被った本市観光地が希望ある復興を成し遂げ、全国からお客様を迎えられるようになることこそが、福島の復興を全国にアピールすることにつながるのである。

よって、政府においては、各温泉地の実態に即した空き旅館の用途変更による活用や再生可能エネルギー等を活用した温泉の形成などがすみやかに図れるよう、都市計画法及び自然公園法上の制限に関する特区の設定や規制緩和による復興支援を実施されるよう強く要望する。
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕谷悦功

内閣総理大臣
国土交通大臣
環境大臣
東日本大震災復興対策担当大臣
あて

一刻も早い下水汚泥の処分への取り組みを求める意見書

本市内の下水処理場である堀河町終末処理場で発生した脱水汚泥については、現在も放射性物質が検出されているため最終処分ができず、場内に仮置きされたまま異臭の原因にもなっており、現在は施設の一部を改修し対応しているが、仮置き場所の限界が近づいている。

汚泥の最終処分やセメント等への再利用が可能とされる基準は示されているものの、実際には基準以下の汚泥も受け入れが進まないため、福島県内の多くの処理場においても同様の状況となっており、本市議会において行った調査においても分かった。これは、国民に対し、学術的に裏付けられた安全基準について詳細に説明し、理解を得てこなかったことによる風評被害と言えらるものである。

そのような状況の中、国は、中間貯蔵施設の建設場所を平成二十四年度内に決め、今後三年程度を目標に福島県内に整備、運用したい考えを示した。

また、十一月十一日に閣議決定された、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）に基づく基本方針」においては、汚染廃棄物が膨大であることから、可能な限りにおいて焼却等の中間処理等により減容化を図る必要があるとした。

本市には減容化を行っている施設がないため、現状のままでは、国が目標とする中間貯蔵施設の運用が開始されるまで仮置きできるスペースがないという切迫した状況である。

よって、政府においては、放射性物質汚染対処特措法に規定されている次の事項の運用に際し、下水汚泥の処分に関する本市の特に切迫した状況を真剣に受け止め、一刻も早く取り組むよう強く要望する。

- 一 下水汚泥の減容化と臭気対策を一刻も早く進めるための現実的な方法・技術を早急に示し、そのための設備を配備すること
- 二 減容化により新たに必要となる経費についても、東京電力と国の責任において全て負担すること
- 三 受け入れが進まない下水汚泥の再利用や最終処分が行われるように、学術的に裏付けられた安全基準について詳細に説明し、国民の理解を得るようさらに努めること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

内閣総理大臣
国土交通大臣
環境大臣
東日本大震災復興対策担当大臣
あて